

様式第6号（第3条関係）

不存在による非公開決定通知書

建振第1797号
令和2年10月12日

大阪市北区西天満4-7-3
冠山ビル3階 林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

大阪府知事



令和2年10月7日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第1042号）については、対象となる行政文書を管理していないため、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	①大阪府知事許可の建設業者に対し、建設業法41条2項に基づく勧告を出す際に使用している通達その他の文書 ②大阪府知事許可の建設業者に対する、建設業法41条2項の適用状況が分かる文書
公開請求に係る行政文書を管理していない理由	建設業法41条2項に基づく勧告、通達その他の文書及び建設業法41条2項の適用状況が分かる文書は存在しないため
担当室・課（所）等	建築振興課
備考	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「行政文書の存否を明らかにしない理由」がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に限り公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。